

報告第 13 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 12 月 4 日提出

石垣市長 中山 義 隆

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和 5 年 8 月 2 2 日

石垣市長 中 山 義 隆

理 由

公用車での接触事故に係る示談の請求について、示談の額を定めるため、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、専決処分する。

